

国際課税トピックス

はじめに

英国は、法人税について、1993年10月1日以降に開始となる事業年度から申告納税制度 (the pay and file system) を導入し、納期限は、決算後9月以内である。ただし、英国の場合は、課税当局から、賦課決定通知書が、確定申告後に発行されて税額が決定することになる。また、所得税の申告納税制度は、1996/97年度から導入されている。

英国内国歳入庁 (Inland Revenue: 以下「歳入庁」という。) は、申告納税制度の導入の一部として、1994年頃から検討が開始され、1997年4月に、電子申告制度 (Electronic Lodgement Service: ELS) を導入した。この制度導入前には、税務署職員による申告書の入力作業が行われていたことから、この制度は、申告納税が効率的に行われるための一施策と位置づけられている。なお、この制度の検討が開始された1994年段階の法人税申告書は、約100万、個人所得税申告書は、約900万である。

1 ELS の導入の経緯

1997年の ELS 開始前において、歳入庁は、ソフトウェア業者に歳入庁が認めた TEM (Tax Exchange Module) に合うソフトウェアを作成することを要請し、TEM を無料でソフトウェア業者に渡している。この TEM は、申告書のデータを EDI の方式に変換するソフトウェアであり、ELS の使用者である税務専門家と歳入庁のコンピュータを結びつけるセキュリティ機能 (暗号化及び認証機能) を持つ

EDI と X.400 (国際電気通信連合が規定した電子メールに関する通信手段の規約) のパッケージである。すなわち、申告書作成のための歳入庁により承認のソフトウェアを使用して、税務代理人は、申告書を作成し、これを Rascal Network Service' '88 X.400 により、Rascal により運営されている Secure Messaging Gateway (SMG) を通じて歳入庁に送付することになる¹⁾。

このような形でスタートした英国の電子申告制度は、導入当時、歳入庁がその事務処理のために EDI 等を使用していたこと及び Rascal Network Service が使用されていたことから、このような形態が採用された理由といわれている²⁾。

英国の

なお、上記以外に、英国では、申告納税のための申告書作成用のソフトウェアのパッケージ (Electronic version of the tax return: EVR) があり、所定のコンピュータを所有する者は、このソフトを歳入庁からコンピュータにダウンロードして申告書を完成することができる。ただし、これは、電子申告ではなく、申告書を印刷して送付することになる。

1999年度の財政法案において、英国は、法人税、個人所得税申告書 (歳入庁所掌) 及び付加価値税申告書 (関税消費局所掌) について、選択により、インターネットを使用した電子申告を行う予算措置を講じた³⁾。

Topics of International Taxation

2 ELS の概要

ELS は、歳入庁の承認を受けたソフトウェアを使用して、歳入庁に登録された税務代理人 (tax agents) が電子申告者 (Efilers) として、申告書を歳入庁に電子的手段により送付する。

ELS の果たす役割は、効率的な申告と、その他の情報交換がコンピュータを通じて可能となったことである。

ELS に関与するソフトウェア業者が、歳入庁から承認を受けるためには、①事前のテストが成功すること、②安全基準を満たすこと、③歳入庁からの受領書等の受信ができること、④納税者からの財務諸表等を受領できること、⑤送信した申告書の複写を作成できること、等が

電子申告

必要となる。

税務代理人が、歳入庁から承認を受けるためには、最初に、電子申告者になるための申請書を歳入庁の ELS 専門担当 (the Revenue Business Support Team: 以下「BST」という。) に提出する。BST は、申請を受けると、システムを使用するためのコントロール・コードを与え、代理人に対して、モデムを7日以内に発送する。Racal は、代理人に対して、X.400 及び暗号化の詳細について説明資料を郵送する。代理人は、TEM とモデムを装着して、SMG 利用を可能にする。そして、テスト送信が行われる。そして、その結果が完了したことを受け

て、BST は、代理人を承認する手順となる⁴⁾。

この ELS の使用による利点は、歳入庁にとっては、入力事務の削減等事務全般にわたる効率化であり、申告書記入上誤りのない申告書の提出が期待でき、納税者及び税務代理人にとっては、申告書の受領確認又は受領拒否の理由についての通知が、通常、申告書送付後24時間以内に行われることである。Efilers は、受領確認の通知の写しを、その顧客に対してコンピュータを使用して送付できることである。

英国では、上記の ELS 以外に、EEC (Employer Electronic Communication) のテストが、1996年4月から開始されている。これは、英国の PAYE (源泉徴収制度) の資料を雇用者が歳入庁に提出する方法の電子化である⁵⁾。

- 1) <http://www.wickhill.co.uk/press/97/btaward.asp.htm>.
- 2) <http://www.maxware.no/international/News/MaXnews/june/wickhill.htm>.
- 3) [wysiwyg://123/http://www.ft.com/budget99/q31f6.htm](http://www.ft.com/budget99/q31f6.htm).
- 4) <http://www2.tax.org.uk/CIOT/html/Electlodge.htm>.
- 5) <http://www.inlandrevenue.gov.uk/eec/index.htm>.

日本大学教授

矢内 一好